

Title	美濃部達吉の議会政治観の転換：憲政常道時代から挙国一致内閣時代へ
Author(s)	吉田, 博司
Citation	聖学院大学論叢, 11(2): 165-176
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=597
Rights	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

美濃部達吉の議會政治觀の轉換

——憲政常道時代から挙国一致内閣時代へ——

吉田博司

はじめに

美濃部達吉（一八七三—一九四八）は、明治憲法体制下の代表的な自由主義者であり、議會主義的憲法学者である。彼の拠つて立つ憲法學基礎理論である国家法人説は、議會を國家の直接機關として位置づける立憲主義的契機を内包していた^①。これは議院内閣政治が法論理的に帰結される學説ではないが、美濃部は近代立憲主義の中核を議會制に求める立場から、政治的に議院内閣政治の確立を支持していた^②。

しかし、現実に憲政常道といわれた政党政治の時代が到来すると、美濃部は厳しくその弊害を指摘し、改革策を論じた。その効もなく、政党政治への不信が募るうちに、五・一五事件が勃発し、官僚（軍人）を首班とする挙国一致内閣を迎えることになる。美濃部は、最初、消極的に挙国一致内閣を承認していたが、やがて政党政治復活へのコミットメントを弱めていく。彼の議會政治觀はここに、見逃しえない轉換を遂げるのである^③。

この論稿は、第二次憲政擁護運動後の憲政常道時代の幕開けから、その挫折にいたる時期の美濃部の議會政治觀の展開を追うことにより、その議會主義の本領と限界を再検討しようというものである。

一 憲政常道時代の議會政治觀

憲政常道時代は、清浦内閣が第二次護憲運動により倒壊して出現した。美濃部はこの倒閣運動にさいしては、まだ憲政常道を尙早と考えていたようである。

「若し所謂憲政の常道より謂へば、衆議院に相當の勢力を有する政党の首領を推薦しなければならぬのが、当然であることは言ふ迄も無いが、政友会は高橋内閣の辭職以來、絶えざる内訌が有り、殊に山本内閣の辭職の當時に於ては、將に二派に分裂せんとする勢が見えて居つた際であつて、之に政權を委することは一般の民心の庶期する所とは思はれず、さればとて憲政会の勢力は僅に衆議院の三分

の一にも足りないのであるから、是も国民の信頼に値するものと認め難く、殊に山本内閣は、政策の行詰りの結果として辞職したのではないのであるから、其後任たるべきものは、矢張り山本内閣と類似の性質を有つて居る内閣であるのが当然であると考へるのは、無理の無いところであつて、元老及び内大臣が清浦氏を推薦することに決したのは、恐らくはさういふ声が基礎となつたものであらうと思ふ」⁽⁴⁾

美濃部は、政党がいまだ充分に国民の信頼を得ていない無力の状態では、元老が首班奏請の地位と力を有すると判断していた。⁽⁵⁾

しかし、護憲運動の結果、憲政会総裁加藤高明を首班とする護憲三派内閣が誕生すると、美濃部はこれを歓迎した。清浦まで三代続いた中間内閣は、国民の後援のない内閣であり、何ら事蹟を残さなかつたとし、今日となつては国民の信頼に基かなければ強固な内閣は成立しえないと論じたのである。⁽⁶⁾

貴族院内閣、特権内閣と批判された清浦内閣が、護憲三派の団結と国民的熱氣の前にもろくも敗れ去つた時勢に、美濃部は感ずるものがあつたのであろう。加藤内閣は原内閣以来の国民的内閣であり、国民の信頼も未曾有と評し、三派の連合を強固にし大に政治の刷新を実行して貰いたいと期待した。⁽⁷⁾

しかし、この期待はまもなく裏切られていく。憲政常道時代の真只中に、はやくも次のように政党政治を批判するにいたつた。

「併し斯くして多年の鬭争の後僅に確立することを得た政党政治が、果して能く国民の満足を買ひ得たかと言へば、事實は殆ど正反對であつた。最初の間こそは、薩長政府の陰鬱なる政治に対し、政党政治の明るさを喜んだのであつたが、政党政治に伴う新なる弊害は、年を経るに従つて益々顯著となり、国民は議会に対し、殊に政党に対し、殆ど絶望の感を為すに至つた」⁽⁸⁾

時は、政友会と民政党の二大勢力の激しい対峙を迎えていた。当然とも言える政権争奪の展開の中に、美濃部はしかし「新なる弊害」を見たのである。その最たるものが巨額の政治資金であつた。

「政党政治の弊害の生ずる根本の原因は、政党に巨額の金の必要なことである。何故にその金が必要であるかと言へば、それは主として、選挙に多くの費用を要する為である。総選挙の行はるる毎に、各大政党は、少くとも数百万円、時としては数千円にも達する程の巨資を必要とする。現在の選挙制度の下に於いては、それだけの金が無ければ、大政党として、選挙に勝利を得る見込は絶対に存在しないのである。

それ程の巨額の金を政党は何処から取得することが出来るか。それは党員の醸出に係る零碎の金を集めただけでは到底不可能なことは言ふまでもない。それを得るの途は、唯政権を握ることに依つて、政権を或は直接に党利の為に濫用し、或は特定の資本家の為

に行使し、而してその資本家から利益の分け前を取得するより外には無い」⁹⁾

このように、巨額の政治資金の必要が政権の私物化をもたらすというのである。美濃部はこれを国民の禍とし、議会制度の将来はこの弊害の解決に懸っているとした。¹⁰⁾ こうして美濃部は選挙革正論を唱え、選挙制度改革案を提示していくが、この問題については次節で検討することとする。

美濃部が見た政党政治の弊害の二は、政争の過烈化にともなう議会政治の空洞化であった。

「更に議会に於ける議事の状態に至つては、人をして殆ど絶望の感を抱かしむるものがある。聊か極端な言ひ方ではあるが、議会の審議の結果が、少しでも国民民福に寄與するところが有らうとは思はれないと言つても、さまで過言ではないであらう。其の主たる論争の題目となるものは、多くは国民生活の実際には何の關係も無い形式的名目的の事柄で、條約の前文に『人民の名に於いて』とあるのは国体に反するとか、海軍條約の締結に軍部の同意を得なかつたのは怪しからぬとか、党外大臣を首相代理に推薦したのは、政党内閣の趣旨を没却するとかいふやうなことが、さも国家の重大事件の如くに、繰り返しく論議せられる」¹¹⁾

美濃部はここで、不戦條約の文言に対する民政党の攻撃、ロンドン條約をめぐるいわゆる統帥権干犯をたてとした政友会の攻撃等を組上に置いている。他にも、朴烈事件に関して若槻内閣に加えた政友会の非難、民政党の党名やその保持する「議會中心政治」という政綱への政友会の非難がいずれも国体に名を借りた政争であることに、美濃部は「日本の名譽のためにも甚だこれを恥づべきこと」と批判している。¹²⁾ やがて美濃部自身が天皇機関説は国体に関する異説だとして議會で攻撃を受けることになる(すでに政党政治の時代は終っていたが)。¹³⁾

弊害の三は、議會を軽視した政局運営であった。

「政治上に於ける議會の權威は更に重きを為さず、政府は唯議會を厄介視するのみで、毫毛もこれを尊重しようとはしない。政友会内閣では、死刑を以て国民に臨むことすらも、議會の協賛を求めず、緊急勅令を以て断行することを肯てし、民政党内閣では、国民經濟の根底を動かすべき金輸出の解禁をも、毫も議會に謀らうとはせず、政府の一存を以て断行したのみならず、実行予算の編成にも、海軍條約の締結にも、更に議會を召集して、これを報告しようとしな」¹⁴⁾

美濃部はこの中の、ことに田中政友会内閣による治安維持法改正に對しては激しい批判を浴びせ、「憲法違反の処置」と断じた。¹⁵⁾ 美濃部は、改正の中味である、思想に対する弾圧迫害に反對してもいたから

である。

この他、美濃部は、政党内閣の議會の解散の仕方にも、注意を喚起していた。たとえば、田中内閣が「政府の側からのみ施政方針の演説をなし、議會の側からは一言の発言の余地をも与へずして解散の命を下した」のは立憲政治の精神を蹂躪するとして⁽¹⁶⁾。

浜口民政党内閣による解散も、反対党に十分な質疑を許さず断行されたもので、公正な態度とは言い難いと批判された⁽¹⁷⁾。

以上のような弊害のほかに、議事妨害や暴力なども狙上に置かれた⁽¹⁸⁾が、この時代の美濃部の基本的立場は、議會政治へのでこ、入れであり、積極的にその障害を克服するための改革試案を提示していたことを忘れてはならない⁽¹⁹⁾。

二. 選挙革正論

美濃部は金のかかる選挙の弊害を具体的に次のように述べている。

「議員の選挙には、投票の買収が到るところ盛に行はるることは、公然の秘密であり、議員の多くは、買収に依らずして当選することは、殆ど望み難いことを公言して居る。選挙運動の費用は法律を以て其の最高限度を一定せられたけれども、それは殆ど空文に終り、極めて少数の例外を除いて、総ての議員が法定制限額を遙に超過した運動費用を以て、始めて当選し得た有様に有る。選挙に勝利を得

る為には、政府の権力は殆ど手段を選ばずに濫用せられ、内閣の更迭毎に、地方長官を初め、内務部長、警察部長、甚しきは警察署長までも更迭せしめらるる。而して人はそれが主としては選挙干渉に便する為であることを疑はない。

選挙運動に巨額の費用を要することは、政党の其の他の経費と相待つて、政党政治家をして金銭を集むる為にあらゆる苦心を為すことを余儀なくせしむる。而して其の結果は、屢々政治上の大疑獄事件を生じ、政府の大官や政党の領袖で盜賊の如くに囹圄に呻吟するものが、相次いで現はれ、政府の威信も、政党の信用も、それが為に傷けらるること甚しい⁽²⁰⁾。

議會政治の存在理由を国民の信頼に置く美濃部の立場からみれば、金のかかる選挙は政党の信用を傷つけることによって、まさにその土台を崩していることを意味した。美濃部は、この土崩を防ごうと選挙の改革を軸とした選挙革正論を主唱していったのである。

美濃部は大正十四年に導入された中選挙区制（三〇五人定員、単記）を廃止し、比例代表制に替えるべきだと提案した。

美濃部によれば、大選挙区単記投票法（中選挙区も大選挙区の一と考えた）こそ、金のかかる選挙の原因である。広い地域にわたり、各候補者がそれぞれ単独に自分に投票を集めるために運動しなければならず、投票の買収その他の不正手段も行われやすいという⁽²¹⁾。

また、候補者の数が多く、時として同じ政党から二人以上の立候補

者が有るから、選択を複雑不明瞭ならしめ、結果として、個人的情誼や買収その他の不正の勢力によって投票が左右されるようになるという。⁽²²⁾

最後に、投票の大部分が死票になることが、選挙人を選挙に無關心にさせ、真面目に投票することを厭うようにし、選挙の腐敗を来す原因となるという。⁽²³⁾

そして、こうした欠点をなくすため、(一)政党の法律上の公認、(二)政党に投票せしむること、(三)全国区、(四)毎年一回の総選挙を骨子とした改革をなすべきとし、名簿式比例代表法の導入を提唱した。⁽²⁴⁾

これによって、国民の多数が何れの政党を信頼するかの意思を選挙結果に反映することができ、選挙運動の費用を著しく削減することが出来るという。また、選択の標準が簡單明白となり、選挙人が賄賂その他の不正の勢力に左右せられず、自発的に何れの政党に投票すべきかを決することが期待できるという。⁽²⁵⁾

比例代表法はのち、齊藤内閣のとき法制審議会に諮問されたが、具体化されるにはいたらなかった。⁽²⁶⁾ 美濃部の選挙革正論のうち実現されたのは、官吏の党派的更迭と官憲の選挙干渉を防止するための官吏の身分保障ぐらいであった。⁽²⁷⁾

美濃部の選挙革正論は挫折したが、それだけが、彼の政党政治へのコミットメントを弱めたとは言えない。根にある、美濃部の民衆そのものに対する不信を見逃せないのである。考えてみると、彼が現行の選挙制度で生じやすいとした買収、個人的情誼、選挙干渉など民衆の

非合理的政治現象は、決して選挙制度に内在する論理に由来するものではなく、市民的未成熟に負うものである。実際、美濃部は、普通選挙の本質的欠点として、(一)数による勝敗が、人間の能力の不平等を無視していること、(二)選挙人の大部分は公正な投票を行うだけの必要ない理解力を持たないこと、(三)不正な勢力に動かされやすいこと、を指摘している。⁽²⁸⁾ 選挙革正論が挫折すれば、この民衆不信の基底音は高まるはずである。

三、挙国一致内閣時代の議会政治観

昭和七年の五・一五事件は、力によって政党内閣の時代に終止符を打った。事件の原因を、美濃部は、政党政治の無能力とそれへの国民の不信用に帰した。⁽²⁹⁾ だから、次期内閣として政党内閣、挙国一致内閣、兵力内閣の三つの可能性を挙げながら、強いて政党内閣の存続を支持しなかった。第一それは、軍部の諒解を得られない、という現実的判断もあつた。もとより兵力内閣に対しては否定的であつたが、挙国一致内閣も「不自然な機械的の結合」ゆえに弱い内閣だとして支持しなかった。⁽³⁰⁾

齊藤実海軍大将を首班とする挙国一致内閣が成立すると、美濃部は「我が国の政党政治は、少くとも一時的にその通常の軌道を脱することになった」とし、「遠からず再び政党政治の旧に復せしむべきものであらうか」と問うた。⁽³¹⁾ この時点では、まだ政党政治の復活をあきら

めきつてはいなかつたのであろう。というのは、立憲政治は明治天皇のもつとも偉大な賜もので濫りにその破壊を企てるのは許されないとしたあと、「政党政治を否定することは、結局は立憲政治の否定に帰するの外は無い」と述べているからである。⁽³²⁾

美濃部はこうした上で、従来の政党政治の弊害を除くために、「今日の如き立憲政治の原則に何等かの變改を加うる必要があるのではないか」と、次の提案をした。⁽³³⁾

第一、政党の必要な費用を成るべく少からしめるよう策を講ずること。

第二、内閣の権限を縮小し、国の政治の中で内閣の更迭によって影響されない範圍を擴張すること。⁽³⁴⁾

最初のは、従来の主張のくり返しであるが、二番目は、注目される。

美濃部は、その理由として、政治における経済統制の必要性の大と専門的知識・経験の必要性が、政党政治に適しないようになったこと、内閣更迭毎の方針の変動は堪えられなくなったことを挙げている。⁽³⁵⁾ こうして美濃部は、「国防、外交、財政、経済等の根本的方针については内閣の更迭によって動かされないやうな、超党派的な恒久の會議を設け、その會議によって定められた方針は、内閣を拘束する力を有し、内閣はそれに従つてこれを施行するを要するものとするのが、最上の策ではなからうか」と言う。⁽³⁶⁾

美濃部は政党政治の復活を願うあまり、議會政治の最も大切な意義を没却するような提案をしてしまった。⁽³⁷⁾ 国政中枢の仕事を奪われた内

閣などあろうか。形骸化した内閣ならば、政党に任せてもよいというのであろうか。まさに、たらいの水とともに赤子を流してしまう方策であつた。

美濃部はここからさらに退脚する。政党政治そのものへのコミットメントを最終的に放棄してしまうのである。

美濃部は最初、斉藤内閣の機械的な結合を弱点としながらも、非常時のなかで消極的に支持し、政党のそれへの協力を呼びかけていた。やがて、「早晩議會に基礎を有する内閣を更迭するに至るべきは、己むを得ない」として、一見政党政治復活にエールを送るかのような主張をする。⁽³⁸⁾ ところが、これはもはや、政党政治復活を意味するものではなかつた。

「それであるから、議會に基礎を有する内閣と謂つても、若し是れまでのやうな政党政治を繰り返すことであれば、それは却つて益々国難を加ふるに止まるであらう。

随つて單純に立憲政治の常道に復するといふことだけでは吾々は到底満足し得ない。吾々の希望し度いことは、此の際各政党の首領、軍部の首脳者、実業界の代表者、勤労階級の代表者等を集めた円卓巨頭會議を開き、其の総てが党派や階級心や、私心を去り、虚心坦率に眞に国家國民を念として財政及經濟の確立に付き根本的の方針を議定し、此の大方針の遂行に關しては、恰も戰爭に際した時の如く、暫く政争を絶つて、挙国一致内閣を支持することである」⁽³⁹⁾

国難における精神論の勃興が美濃部を把えはじめた。では、国難が去れば政治の多元性を許容しようようになり、政党政治復活を望めるのであろうか。

美濃部は「議会制度の将来は、主として現在の所謂非常時局に繋つて居る」として、非常時を次のように分析した。⁽⁴⁰⁾

第一に、満州事変後の国際的危機であるが、これはむしろ、一日も速い議会政治の常態を回復する必要を痛感させるものである。なぜなら、我が国が国際関係の險悪に赴いたのは、我が国が外国から侵略主義の国家の如く誤解されていることに原因があるが、この誤解は満州事変以来我が国が政治上の主たる原動力が軍部に帰したと多くの諸国から認められていることがその大なる原因をなしているからである。⁽⁴¹⁾

第二に、国民の思想の動揺であるが、これは、「今日の時代が正に社会転換期に遭遇して居ることに其の原因を求めねばなら」ず、世界的現象でもあり、単に一時的な現象ではない。⁽⁴²⁾そして、この社会転換期においては、もはや議会をして過去におけるような働きを為すことを不可能ならしめ、それに或る程度の修正を加えることを必要ならしめる時期に到達しているのではないか。⁽⁴³⁾

美濃部によれば、この社会転換期は資本主義の行詰りに基因し、金融、産業及労働を強力な国家的統制の下に置く必要がある。⁽⁴⁴⁾そしてそれは、「数百人から成る素人政治家の集まりたる議会の自由討論を以て決するに適する問題ではなく、又議会において養成せられた常識政治家の処理に適する問題でもない」という。⁽⁴⁵⁾

こうして、議会は真の意味での立法府としての働きも、内閣組織の原動力となることも望み難いとされた。⁽⁴⁶⁾では、議会制度はどうなるのか。

「併し議会制度の機能は、必ずしも此等の点にのみ止まるものではない。最も重要な事は、それが国政に対する公の批判の機関であり、国民に代つて民心を表白する機関であり、又間接にとは言ひながら、国民の権利及自由を擁護する機関であることに在る。而して此等の点における議会制度の機能は、将来においても、決して失はれないであらう。

就中、私は全然議会制度を否認する独裁政治を以て、国家の為に甚だ危険なりと為すもので、其の危険を防ぐ為にも、議会制度を存置し、之をして公の批判機関としての機能を十分に働かしむることが欠くべからざる必要であると思ふ」⁽⁴⁷⁾

かつて美濃部は、政府の攻撃または施政の批判は新聞紙、演説会になしうるところで、議員のみに限られた特権ではないとし、内閣組織の原動力たることにこそ、議会の働きの大切なる所以があるとしていた。⁽⁴⁸⁾美濃部は明白に議会主義の戦線を後退させたのである。

この後退は議会主義の兵力たる政党の武装解除を伴うものであった。政党は政権争奪を否定されたのである。

「それは敢て政党を解消すべしといふのではなく、又敢て一国一党たるべしといふのでもない。唯政党を以て政権争奪の機関たらしむることは之を断念し、政党は専ら議会を通じて民意を表白し、国政を批判するの機関たらしめようとするのである。政党にして若し誠心を以て之を承認するならば、強力な挙国一致内閣も必ずしも之を構成するに難くないであらう」⁽⁴⁹⁾

挙国一致内閣時代の美濃部の行きついた議会政治観は、議会制度と政党の存続を認めるものの、その魂を奪い、その牙を抜きとるものであった。

おわりに

美濃部の議会政治観は、憲政常道時代からその挫折の時代にかけて、大きな質的転換を遂げた。確かに、最後まで軍部独裁政治（彼の言う兵力内閣）やファッショ政治を排そうという姿勢を貫いた点において、美濃部は自由主義者の面影を保ったとは言えよう。

しかし、議会主義の戦線は、挙国一致内閣成立後、まず政党内閣復活を見越しての内閣権限縮小論へ、次に政党内閣否認論へと一步一步後退した。その理由はいくつか考えられる。

美濃部は憲政常道時代から、民衆の政治的能力につねに不信を懐いていた。立憲政治への深い思い入れは、この現実の不信を乗り越える

ための改革論を唱えさせたが、失敗した。この民衆から選ばれる政党政治家も、社会転換期では無能力の烙印を押されてしまった。過度の政治能力論は、民主政治へのコミットメントを脆弱にする危険があるのである。

次に、マルクス主義的とも思われる経済決定論的社会観である。資本金・財閥と政党との結びつきを決定論的に批判する仕方は、政党政治改革（たとえば政治資金規制法とか）よりも、政党政治否認にはずみをつけるのではないか。⁽⁵⁰⁾

最後に、時勢への美濃部の弱さである。議会不信を世界の現象として認識していたが、議会を民主政治の砦として、あくまで国政の最高の責任機関としていかに改革するかという積極的議論を提示しえなかったのである。これは美濃部の制度論的視点の相対的弱さと関連している。議会政治は、民衆の市民的成熟、政党の統治能力に裏づけられねば十全の機能は果しえないのは言うまでもないが、システム、制度として確立されていることが前提である。美濃部は倫理性や能力を重視しすぎたといえる。

しかし、こうした議会主義者としての限界があったからといって、憲政常道時代の美濃部の数多くの議会政治擁護のための改革論と勇気を過小評価してはなるまい。

〈注〉

(1) 吉田博司『近代日本の政治精神』（芦書房、一九九三年）五七―

五八頁参照。

- (2) 「若し一口に立憲政体とは何であるかと云ふならば、国会の設け
てある政体と云つて宜いのであります」(美濃部達吉『憲法講
話』(有斐閣、大正七年)一五四頁)。「内閣が政党の外に超然た
るといふことは、立憲政治の下に於ては、到底長く維持すべか
らざる所で、次第に政党内閣議院内閣に近づくといふことは避
くべからざる自然の趨勢であります」(同書、一四九頁)。

- (3) この点に関する家永三郎氏の見解は次のとおりである。「もとも
と美濃部は政党内閣政治を無条件かつ一義的に主張してきたわ
けでは決してなかつたのであつた。彼は議会中心の政治の実現
を原理的には支持しながら、政党政治は実際に政党がそれだけ
の実力を有する場合のみ可能であつて、その条件が存在しない
ときには政党によらない内閣の成立をみるもやむをえないとい
う見解を最初から一貫していただいたばかりでなく、政党政
治自体の矛盾・限界をもはっきりと承認してきていたのである
から、政党がすでに陸海軍その他を制御する実力を失つた五・
一五事件以後の情勢にかんがみて非政党内閣を是認したとして
も、それは彼にとつてべつだん変説ではなかつたと解すべきで
あるう」(家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』(岩波書店、
一九六四年)二四〇頁)。この見解は、美濃部の原理的転換を過
小に見積っている。

- (4) 美濃部達吉「清浦内閣成立と衆議院の解散」『改造』大正十三年

三月(美濃部達吉『現代憲政評論』(日本評論社、昭和四年)所
収、一八五頁)。

- (5) 同右(同右書所収、一八二頁)。
(6) 美濃部達吉「加藤内閣を迎ふ」『帝国大学新聞』大正十三年六月
二〇日(同右書所収、一九六頁)。
(7) 同右(同右書所収、一九六頁)。
(8) 美濃部達吉「選挙制度に関する一の新提案」『国家学会雑誌』昭
和四年六月(同右書所収、五頁)。この初出論文は、所収にあた
り増補されている。
(9) 同右(同右書所収、五、六頁)。
(10) 同右(同右書所収、七頁、九頁)。
(11) 美濃部達吉「議会制度の危機」『中央公論』昭和六年三月(美濃
部達吉『議会政治の検討』(中央公論社、昭和九年)所収、四、
五頁)。
(12) 美濃部達吉「国体思想に基づく憲法論争」『帝国大学新聞』昭和
三年十二月十二日(前掲『現代憲政評論』所収、二八八、二八
九頁)。
(13) 宮沢俊義「天皇機関説事件」上(有斐閣、昭和四十五年)一五
一頁以下参照。
(14) 前掲「議会制度の危機」(前掲『議会政治の検討』所収、四頁)。
(15) 美濃部達吉「治安維持法の改正問題」『帝国大学新聞』昭和三年
六月四日(前掲『現代憲政評論』所収、二五九頁)。

- (16) 美濃部達吉「田中内閣に依る衆議院の解散」『帝国大学新聞』昭和三年一月三十日（同右書所収、二四二頁）。
- (17) 美濃部達吉「第五十七議会の解散」『法学協会雑誌』昭和五年三月（前掲『議会政治の検討』所収、二四六―二四七頁）。
- (18) 前掲「議会制度の危機」（同右書所収、五頁）。
- (19) ことに枢密院は議会政治の妨害物として、その廃止を訴えた（美濃部達吉「枢密院論」『国家学会雑誌』昭和二年八月（前掲『現代憲政評論』所収、六三―二二八頁）を参照）。
- (20) 前掲「議会制度の危機」（前掲『議会政治の検討』所収、三―四頁）。
- (21) 前掲「選挙制度に関する一の新提案」（前掲『現代憲政評論』所収、二二―二三頁）。
- (22) 同右（同右書所収、二四―二五頁）。
- (23) 同右（同右書所収、二五頁）。
- (24) 同右（同右書所収、三六―四二頁）。
- (25) 美濃部達吉「選挙改正の根本義と其の方策」『経済往来』昭和六年二月（前掲『議会政治の再検討』所収、三六八―三七〇頁）。
- (26) 美濃部達吉「比例代表法採用の困難」『法律時報』昭和八年十二月（同右書所収、四二―八頁以下）参照。
- (27) 美濃部達吉「選挙制度と官吏制度」『中央公論』昭和七年九月（同右書所収、四一〇頁以下）参照。
- (28) 前掲「選挙制度に関する一の新提案」（前掲『現代憲政評論』所収、一七―一八頁）。
- (29) 美濃部達吉「テロリズムの横行と政局の前途」『帝国大学新聞』昭和七年五月二三日（前掲『議会政治の検討』所収、二九六―二九七頁）。
- (30) 同右（同右書所収、二九九―三〇〇頁）。
- (31) 美濃部達吉「斎藤内閣の成立と政党政治の行衛」『帝国大学新聞』昭和七年六月二七日（同右書所収、三〇一頁）。
- (32) 同右（同右書所収、三〇三頁）。
- (33) 同右（同右書所収、三〇五頁）。
- (34) 同右（同右書所収、三〇九頁）。
- (35) 同右（同右書所収、三〇九―三一〇頁）。
- (36) 同右（同右書所収、三一〇頁）。
- (37) 美濃部のこの考えは、のち岡田内閣のとき、内閣審議会や内閣調査局の設置という形で一部実現するが、これが議会勢力の衰弱化を意味することを明確に指摘したのは馬場恒吾であった。「国策を議会以外の調査会に於て立案し、審議会で審議し内閣をしてそれを実行せしめる。此制度の下に於ては議会は何の爲めに存在するか、蓋し議会は将来に於ても、現在に於けるが如く国政に関する議事を進めるであらう。だが国政に対する其重要さは甚だしく削減される。……或る時機になれば内閣審議会と調査局があれば、議会の存在が不必要だと言ふものが出るであらう」（馬場恒吾「ファッショと政党」『改造』第十七卷第五

- 号（昭和十年五月）。
- (38) 美濃部達吉「非常時日本の政治機構」『中央公論』昭和八年一月
（前掲『議会政治の検討』所収、三七～三八頁）。
- (39) 同右（同右書所収、三八頁）。
- (40) 美濃部達吉「我が議会制度の前途」『中央公論』昭和九年一月
（同右書所収、四二頁）。
- (41) 同右（同右書所収、四三～四四頁）。
- (42) 同右（同右書所収、四五～四八頁）。
- (43) 同右（同右書所収、五〇～五一頁）。
- (44) 同右（同右書所収、五一頁）。
- (45) 同右（同右書所収、五二頁）。
- (46) 同右（同右書所収、五三～五四頁）。
- (47) 同右（同右書所収、五四～五五頁）。
- (48) 前掲「選挙革新の根本義と其の方策」（同右書所収、三五六～三五七頁）。
- (49) 前掲「我が議会制度の前途」（同右書所収、五七頁）。
- (50) 美濃部自身、国の政治が資本の勢力によって支配されていることは危険思想を激成する原因だと論じている（美濃部達吉「犬養内閣の成立」『帝国大学新聞』昭和六年十二月二日（同右書所収、二七五～二七六頁））。

Parliamentary Politics and Tatsukichi MINOBE

Hiroshi YOSHIDA

Tatsukichi MINOBE was the most prominent proponent of party politics in modern Japan. But, he criticized some aspects of corruption in party politics in the *Kensei Joudou* era. He argued for the improvement of parliamentary politics. When it failed and the *Kyokoku-itchi* cabinet was launched, he began to weaken his commitment to party politics. His attitude toward parliamentary politics also changed. He denied the essential functions and work of parliament and of political parties. The background of his change is identified in this paper.

Key words; Party Politics, Kyokoku-Itchi Cabinet, Constitutionalism